

改正案	現行
<p>最高裁判所裁判官国民審査法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 投票及び開票</p> <p>第三章 審査分会及び審査会</p> <p>第四章 再審査</p> <p>第五章 審査の施行に関する費用</p> <p>第六章 審査に付される裁判官の氏名等の掲示</p> <p>第七章 審査公報の発行</p> <p>第八章 補則</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（この法律の趣旨） 最高裁判所の裁判官（以下「裁判官」という。）の任命に関する国民の審査（以下「審査」という。）については、この法律の定めるところによる。</p> <p>第二条（審査の期日） （略）</p> <p>② （略）</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 投票及び開票</p> <p>第三章 審査分会及び審査会</p> <p>第四章 再審査</p> <p>第五章 審査の施行に関する費用</p> <p>第六章 審査に付される裁判官の氏名等の掲示</p> <p>第七章 審査公報の発行</p> <p>第八章 補則</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（この法律の趣旨） 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査については、この法律の定めるところによる。</p> <p>第二条（審査の期日） 審査は、各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、これを行う。</p> <p>② 各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、更に審査を行い、その後も、</p>

第二条（審査を行う区域）（略）

第四条（審査権）（略）

第四条の二（審査予定裁判官の通知等） 中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、同日以後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に審査に付されることが見込まれる裁判官（以下この条において「審査予定裁判官」という。）の氏名その他政令で定める事項（審査予定裁判官がない場合には、その旨）を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

② 前項又はこの項の規定による通知をした後次条第一項の規定による告示（以下「審査の告示」という。）までの間に裁判官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

③ 前二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかがその官を失い、又は死亡した場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければ

また同様とする。

第三条（審査を行う区域） 審査は、全都道府県の区域を通じて、これを行う。

第四条（審査権） 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

（新設）

ばならない。

④ 第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかについてその氏名又は第一項若しくは第二項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

⑤ 前各項の規定は、中央選挙管理会が衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日以後に第一項の規定による通知をした場合において、当該通知をした後衆議院議員の任期満了の日までの間に衆議院が解散されたときについて準用する。この場合において、同項中「衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日」のいずれか早い日」とあるのは、「衆議院の解散の日」と読み替るものとする。

⑥ 前項に規定する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

次条第二項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
次条第三項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
次条第四項	前条第一項	同条第五項において準用する同条第一項
	同条第二項	同条第五項において準用する同条第二項

次条第五項	前条第二項	前条第五項において 準用する同条第二項
第十四条第一項	同条第二項	同条第五項において 準用する同条第二項
第十四条第一項	第四条の二第一項	第四条の二第五項に おいて準用する同条 第一項
第十四条第二項	第四条の二第二項	第四条の二第五項に おいて準用する同条 第二項
第十四条第二項	第四条の二第一項	第四条の二第五項に おいて準用する同条 第一項
同条第二項	同条第二項	同条第五項において 準用する同条第二項

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

② 審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序（以下この条及び次条第一項において「裁判官の氏名の告示順序」という。）は、前条第一項の規定による通知の順序によるものとする。

③ 前条第一項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第一項において「通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第一項の規定による通知をした後審査の告示までの

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、審査の期日前十二日まで に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

（新設）

（新設）

間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた通知裁判官を除いた順序によるものとする。

④ 前条第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前二項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知（当該通知を二以上したときは、その直近のもの。次項において同じ。）の順序によるものとする。

⑤ 前条第二項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第二項において「新通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた新通知裁判官を除いた順序によるものとする。

第五条の二（審査に付される裁判官に関する通知） 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければ

（新設）

（新設）

（新設）

ならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。

② 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官がいないため審査を行わないこととなつたときは、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

③ 都道府県の選挙管理委員会は、中央選挙管理会から前二項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を審査分会長、市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、市の選挙管理委員会を経て区又は総合区の選挙管理委員会）及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者に通知しなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区又は総合区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

第五条の三（裁判官が退官等した場合における審査の取扱い等） 審査に付される裁判官のいずれかが、審査の期日前にその官を失い、又は死亡した場合には、その者についての審査は、行わない。

② 前項の場合においては、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

③ 審査に付される裁判官のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

④ 審査に付される裁判官のいずれかについて前条第一項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、同条第三項及び第四項の規定を準用する。

第六条 (審査の方法) (略)

② (略)

第七条 (投票区及び開票区) (略)

第八条 (審査人の名簿) (略)

第九条 (審査に関する事務の管理) (略)

第十条 (技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求) (略)

(新設)

(新設)

第六条 (審査の方法) 審査は、投票によりこれを行う。

② 投票は、一人一票に限る。

第七条 (投票区及び開票区) 審査の投票区及び開票区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票区及び開票区による。

第八条 (審査人の名簿) 審査には、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

第九条 (審査に関する事務の管理) 審査に関する事務は、中央選挙管理会が管理する。

第十条 (技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求) 中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県又は市町村に対し、都道府県又は市町村の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため

- ② 中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法 第二節
四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

③ (略)

第十条の二(是正の指示) (略)

② (略)

③ (略)

若しくは都道府県又は市町村の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

- ② 中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二節
四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

③ 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会に対し、審査に関する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

第十条の二(是正の指示) 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府県の地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下この条及び次条において「第一号法定受託事務」という。)の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

② 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法第二百四十五条の七第二項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。

③ 中央選挙管理会は、前項の規定によるほか、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他

第十一条 (処理基準) (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

(削る)

特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

第十条の三(処理基準) 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府県の第一号法定受託事務の処理について、都道府県が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

② 都道府県の選挙管理委員会が、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により、市町村の選挙管理委員会がこの法律の規定に基づき担任する第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定める場合において、当該都道府県の選挙管理委員会の定める基準は、次項の規定により中央選挙管理会の定める基準に抵触するものであつてはならない。

③ 中央選挙管理会は、特に必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

④ 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に関し、必要な指示をすることができる。

⑤ 第一項又は第三項の規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

第十一条(裁判官の退官等の場合) 審査に付される裁判官が、審査の

第二章 投票及び開票

第十二条 (投票に関する事務の担任) (略)

② (略)

第十三条 (投票の時及び場所) (略)

第十四条 (投票用紙の調製) 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第一項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知(当該通知が二以上あるときは、その直近

期日前その官を失い、又は死亡したときは、その裁判官についての審査は、これを行わない。

② 前項の場合においては、中央選挙管理会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

第二章 投票及び開票

第十二条 (投票に関する事務の担任) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

第十三条 (投票の時及び場所) 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

第十四条 (投票用紙の様式) 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

② 投票用紙には、審査に付される各裁判官に対する×の記号を記載する欄を設けなければならない。

③ 投票用紙は、別記様式に準じて都道府県の選挙管理委員会がこれを調製しなければならない。

のもの)の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二(裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等)

前条第一項の規定により調製された投票用紙は、第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

② 前条第二項の規定により調製された投票用紙は、第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

(新設)

第十五条（投票の方式）（略）

②（略）

第十六条（点字による投票）（略）

②（略）

第十六条の二（期日前投票の時及び場所） 審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に進行。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知（同条第二項に規定する場合には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする。）をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

② 前項ただし書の場合においては、中央選挙管理会は、審査の告示の日に、審査の期日前投票を行う期間を官報で告示するとともに、当該期間を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、第五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする

裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② 投票用紙には、審査人の氏名を記載することができない。

第十六条（点字による投票） 点字による審査の投票を行う場合においては、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② 前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令でこれを定める。

（新設）

第十七条（投票録）（略）

第十八条（投票の秘密）（略）

第十九条（開票に関する事務の担任）（略）

②（略）

第二十条（開票の時及び場所）（略）

第二十一条（投票の点検及びその結果の報告）（略）

第二十二条（投票の効力） 審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 ×の記号以外の事項を記載したもの

第十七条（投票録） 投票管理者は、審査の投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第十八条（投票の秘密） 何人も、審査人のした審査の投票の内容を陳述する義務を負わない。

第十九条（開票に関する事務の担任） 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十条（開票の時及び場所） 審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

第二十一条（投票の点検及びその結果の報告） 開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十二条（投票の効力） 審査の投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの
- 二 ×の記号以外の事項を記載したもの

三 Xの記号を自ら記載したものでないもの

② 第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれれに対してXの記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

第二十三条（開票録） （略）

第二十四条（投票等の保存） （略）

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） （略）

② （略）

③ （略）

三 Xの記号を自ら記載したものでないもの

② 審査に付される裁判官
が二人以上の場合においては、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。裁判官の何人についてXの記号を記載したかを確認し難い記載もまた同様とする。

第二十三条（開票録） 開票管理者は、審査の開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならぬ。

第二十四条（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の開票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十條の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。

③ 前項の投票及び開票においては、第十二条第二項及び第十九条第二項の規定にかかわらず、投票管理者又は開票管理者は、各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人又は開票立会人三人を選任しなければならない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこの法律に基づく 命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。

第三章 審査分会及び審査会

第三十二条（罷免を可とされた裁判官） 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた 日のうち審査の期日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第四章 審査の結果

第三十五条（罷免の効果） 罷免を可とされた裁判官は、次条 又は第三十八条の規定による訴えを提起すべき期間が経過した日（その訴えの提起があつた場合には、その訴訟が裁判所に係属しなく

らない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならぬ。

第三章 審査分会及び審査会

第三十二条（罷免を可とされた裁判官） 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。但し、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日のうち審査の日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第四章 審査の結果

第三十五条（罷免の効果） 罷免を可とされた裁判官は、第三十六条又は第三十八条の規定による訴を提起すべき期間が経過した日（その訴の提起があつた場合においては、その訴訟が裁判所に係属しなく

なつた日又はその訴訟について裁判の確定した日)に罷免される。

- ② 審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、
裁判官に任命されることができない。

③ (略)

第八章 補則

第五十二条 (裁判官の氏名の揭示) (略)

第五十三条 (審査公報の発行) (略)

第五十四条 (特別区等に対する適用) この法律中市に関する規定は、
特別区に適用する。

② この法律中市に関する規定(第五条の二第三項及び第四項(これら
の規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項に
おいて準用する場合を含む。)、第十条、第十条の二第二項及び第三
項、第十一条第二項から第四項まで並びに別記様式備考第二号の規定
を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

なつた日又はその訴訟について裁判の確定した日)に罷免される。

- ② 審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、最高裁判
所の裁判官に任命されることができない。

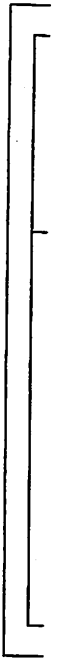
③ 第一項に規定する裁判官は、同項の規定による罷免されるべき日前
にその官を失つたときは、同項の規定により罷免されたものとみなす

第八章 補則

第五十二条 (裁判官の氏名の揭示) 市町村の選挙管理委員会は、政令
の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等の揭示をしな
ければならない。

第五十三条 (審査公報の発行) 都道府県の選挙管理委員会は、政令の
定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名、経歴その他審査
に関し参考となるべき事項を掲載した審査公報を発行しなければならない。

第五十四条 (特別区等に対する適用) この法律中市に関する規定は、
特別区の存する区域においては特別区に、地方自治法第二百五十二条
の十九第一項の指定都市においては区及び総合区に、これを適用する

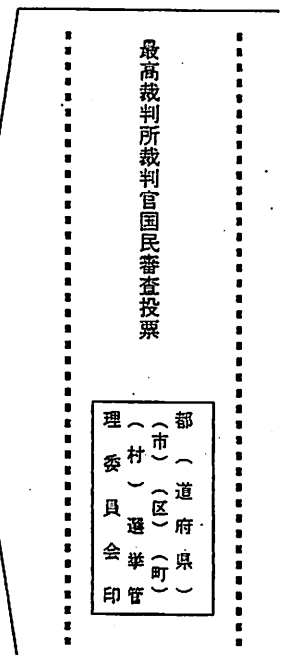


備考

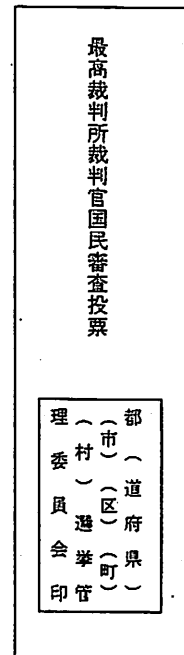
- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 三 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会

折目

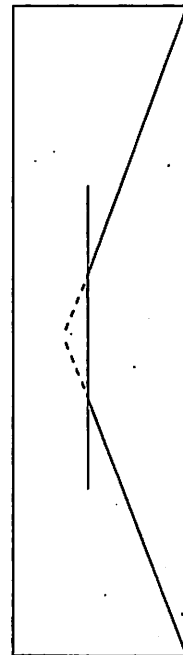
折目



表



裏



備考

- 一 用紙は、折り畳んだ場合において、なるべく外部から×印を透視することのできない紙質のものをを用いなければならない。
- 二 用紙は、単に折合せとし、差込式によらないでも差し支えない。
- 三 投票用紙におすべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会

は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四 第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足る事項を記載する欄を設けなければならない。

とができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会
は、その定めるところにより、投票用紙におすべき都道府県又は
地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の選挙管理委員会の
印を刷込式にしても差し支えない。